

### 第3回 首都東京にふさわしい将来の水道システムを考える会

[委員から出された主な意見等]

(赤川委員)

「4 地球環境に配慮した水道」について、環境の面から考えると、水利権や河川の流量など難しい問題はあると思うが、小河内ダムから直接取水(上流取水)をすれば、水質面もエネルギー効率の面も、向上すると考える。水力発電の可能性も含めて検討してはどうか。

「6-4 広域化・広域連携」に関しては、さまざまな課題はあるとは思うが、東京の大事な水源である小河内ダムの環境管理も含め、上流取水を考えてもいいのではないかと考える。

「5-2 給水設備の維持管理」において、給水装置関係の検討に力をいれ始めたのは良いことだと考える。技術職員が給水装置部門に一層の関心を持つような取り組みも必要である。

「6-4 広域化・広域連携」について、埼玉県新三郷浄水場と東京都三郷浄水場、川崎市長沢浄水場と東京都長沢浄水場がそれぞれ近接しているが、一部施設は一緒に使っているものの、浄水処理以降は別々に行っている。隣り合わせになっているので、それを共同で行うか、どちらかが受委託をすれば、人件費、動力費、環境に与える負荷の面で有利になると考える。また、都は千葉や埼玉等多くの県に接しており、隣の県からの第三者委託を含めて、いろいろなことを考えてもいいのではないかと考える。

(上原委員)

「4-2 環境に配慮した3Rの推進」の中で、粒状活性炭を輸入しているということだが、国産の炭を使うことも考えてはどうか。使用済みのものの活用も大事であるが、もともとの炭を輸入していることについて、もう少し考えてもいいのではないかと考える。

「5-1 お客さまへの情報の発信」について、都水道局もいろいろな取り組みを行っているが、まだ都民との間にギャップがあり、難しい問題だと認識している。局の施策や水の大切さに加えて、健康と水、水の役割・用途など水について全体をPRすることが重要であることは同感である。更に、主婦連合会など消費者に密着した講演会等を実施し、ソフト面での取り組みを行えば、口コミで情報が広がり、グリーンコンシューマーに理解してもらえるので、効果的と考える。

「6-2 水道技術の継承と人材育成」において、30歳以下、特に20代前半の若手職員が非常に少ないとの事だが、将来的なことも考え、特定の年代の職員が極端に少ないということは決してないようにしてほしい。

「5-3 水道施設のイメージアップ」に関連して、日本固有の水道文化はとても大事だということには同感である。給水塔など水道局の建物が、地域のランドマーク、文化遺産になっているものもあり、そういうものが水道局の施設である旨の説明をして、しっかり

り PR して欲しい。

「5-2 給水装置の維持管理」の中で、給水装置の範囲について正確に理解することは、一般の都民には難しい。一般的には、水道メーターから先が個人のもの（給水装置）というイメージがあり、配水管の取り出しから個人のものというイメージがない。資料で示されている給水装置の維持管理区分の図を電車の中に貼り出す等、給水装置の正確な範囲をお客さまに知っていただいて、適切な管理を行うように働きかける努力が必要である。

(大垣副座長)

「4 地球環境に配慮した水道」において、水道事業者が水道供給のためにエネルギーを使うのは避けられないことであり、環境対策は必須の問題である。水道供給する中で環境対策努力であるので、バランスを検討する必要がある。加えて、水道事業者が地球環境に貢献している部分を、水の効用等とあわせて打ち出していくことが必要。

「5-1 お客さまへの情報の発信」に関連して、下水道局にアジアからのお客さまを連れて施設見学に行った時、出された水がフランス系のブランド水だった。そのような場所に東京水があるかないかで、ずいぶん印象が違う。これは、上水道、下水道、川を一体の環境として考えることにもつながると思う。また、下水処理場など水に関連する施設には、水の専門家が行く機会が多いことを考えれば、東京の水道に対する印象が、そのような施設に東京水のあるかないかで印象が大分違うのではないか。これは一例だが、お客さまへの情報の発信には、まだかなり工夫する余地があるのではないか。

「6-3 国内外の情報収集・発信」について、外国の情報を収集するためには、収集する人材が必要であり、そのためには、若い頃から職員が国際的な場に接触する機会を局内の体系として作り上げなければならない。研修の一環として整備することが、長期的視点から重要である。

「5-2 給水設備の維持管理」に関連して、東ガスは、家庭の機器まで安全面から管理している。水に関しても、お客さまの財産である建物の中の給水設備も管理するくらいのサービスを考えてもおかしくないのではないか。単に法律の整合性だけでなく、サービスのあり方として考えてもいいのではないか。

(岡澤委員)

「4-1 地球温暖化対策」は、大企業等では自ら対策をとることが常識にもなっている。都水道局においてもそのような方向を取っていただきたい。

「4-1 地球温暖化対策」として、最後の手段になると思うが、グリーン電力の購入も考えられる。

「4-2 環境に配慮した3Rの推進」の中で、水道事業者で行う3Rは、浄水場発生土だけが対象だとマイナーであるので、水を扱う企業としては、水資源の効率的利用を前面

に出す方がいいのではないか。

「4 地球環境に配慮した水道」の中で、温暖化や循環型社会という話はわかりにくいので、数値で成果を示す必要があるのではないか。ただし、削減目標は絶対量での提示が難しい。水道の場合、供給量にリンクするので、供給量あたりの使用エネルギーに置き換えて計算する方法の方なども検討してみてもどうか。また、水源林の保全は炭酸ガスの削減にならないので、温暖化と絡めないほうがよい。

「5-1 お客さまへの情報の発信」を考えると、個人の価値観や生活観が多様化している時代に、一面的な情報発信は限界がある。民間企業では、特定の内容に関心をもったユーザーに向けた多様な資料を作っている。そのような形にしないと、ニーズに応えることにはならない。

「5-3 水道施設のイメージアップ」では、セキュリティーの問題との調整も必要であるが、基本的に水道施設は開放すべきである。お客さまに見てもらい「しかげづくり」も重要だと思う。

「6-3 国内外の情報収集・発信」では、局として海外への関心を高めるべき。局の中で国際的な部署を作る、あるいは、ローテーションで海外に行けるようにすべき。いずれ東京水道が海外に進出してもらいたいという期待をもっているが、買収・受託側の防御のことを含め、海外との付き合い方を考える必要がある。東京水道が国際性を考えるとき、アジアの中でのプレゼンスを意識することが大事。日本独自の水に対する考え方を大事にするべきであり、それが国際化のベースになる。

(小泉委員)

「4 地球環境に配慮した水道」では、新エネルギーの導入もいいが、使用エネルギーの減量も大事である。広域連携、広域化とも関連するが、市町村、都県の境界をこえて、エネルギーをリデュースできるのであれば、法を変えることも含め検討する価値があるのではないか。B/C等を検討しておいて、将来的な改善案を更新計画と合わせて検討してもいいのではないか。

「4-2 環境に配慮した3Rの推進」では、浄水場発生土をうまく利用することも考えていかなければならない。砵浄水場に導入された膜処理で利用される膜などの利用においても、新たな廃棄物を出さない、出たとしても再生利用できるような考え方を入れてもいいのではないか。

「5-3 水道施設のイメージアップ」を考える中で、小学校では浄水場の見学に行くが、中学以降はほとんど浄水場を見る機会は無い。安全性など様々な問題があるが、出来るだけ一般の市民が親しめる気配りも必要である。

「5-1 お客さまへの情報の発信」については、今までは安全・おいしいなど良いことばかり宣伝している。いわば砂糖、砂糖、砂糖であり、ちょっと塩味を効かせて、ちゃんとやらないと水道はどうなるのか、ということもある程度しっかりした情報で発信すべ

き。昔は断水もあり、それがあつた意味での教育になつたが、今の若い世代は断水経験もなく、それは局が努力をした結果であるが、ひとたび何か手を抜けば、いろいろ問題が生じることを知らなければならない。

「6-3 国内外の情報収集・発信」において、局内に海外担当部署があつてもいい。海外の情報を収集し、都民に発信することで、都の状況を世界的視点から確認できると考える。また、海外の民間企業の進出に対して受身で待っているだけではなくて、日本から積極的に出て行く仕掛けがあつてもいいのではないか。

「6-2 水道技術の継承と人材育成」における、年齢構成のグラフを見ると、若い世代が少ないことが分かる。若手職員をコンスタントに採用していき、その中で水道に向けた人材を育てていくことを是非お願いしたい。また、若い時代に海外に行けば、高度に発展した技術も、昔ながらの基礎的な技術も勉強できる。そのような人材育成、人材の採用をお願いしたい。

(眞柄座長)

「4 地球環境に配慮した水道」では、利根川流域で水源林を他の事業者と共同して、特に民有林の管理などを考えることも重要である。また、エネルギー使用量を説明する時には、水道水が家庭用水だけでなく、事業用の冷熱用としての使用もあることも説明の手段として考えることも大事ではないか。

「5-2 給水装置の維持管理」の中で、給水装置は水道法の対象、給水栓は建築基準法の対象であり、もともと法律の趣旨が違ふので、難しいかもしれないが、実際に市民が水道を使う上では、給水設備関係について実質的に法律の運用を一元化できるようなことが必要である。

「6-2 水道技術の継承と人材育成」において、職員の減少が問題となっているが、最近の大学はインターンシップを教育の中で重要視している。インターンシップを活用して、若い頃から水道に魅力を感じる学生を増やすことを考えてもいいのではないか。

「5 わかりやすく親しみやすい水道」ということだが、水道局で経年管の更新工事を行っている現場には、「経年管更新工事」と書いてあるだけで、内容が分からない。住民にわかりやすく伝える必要がある。

「5-1 お客さまへの情報の発信」について、環境部局がリアルタイムの広報システムを持っている。それを水道や下水道、交通等で共有して使えば、都民にとって分かりやすいのではないか。また、都民に発信する情報はサービスの一環であるが、知的財産権に関するような情報については、取り扱い方について考えておくべきだと思う。

「6 水道界をリードする水道をめざして」の中で、職員の人材開発については、JICA本部に職員をだすとか、姉妹都市と職員の交換をすとか、WHOに職員を出す等選肢はいろいろあるが、職員を出向させるシステムをもう少し考えてもいいのではないか。

「6-3 国内外の情報収集・発信」の中で、都の先進的な技術情報の発信強化とあるが、

経営等含めて考えてほしい。

「6-4 広域化・広域連携」については、官官連携は今でも可能であるが、戦略的な広域化を考えると、水道法 8 条の給水区域に関する条文はかなり障壁になると考えられる。法改正についても、都がリーダーシップを取ってほしい。都水道局は、都だけではなく、日本全国を考えて水道システムの再構築を行ってほしい。